

指 定 病 院 等 に お け る 不 在 者 投 票 事 務 の 手 引

安来市議会議員一般選挙

(令和7年10月19日執行予定)

安来市選挙管理委員会

1. は じ め に	1
2. 不在者投票とは	1
3. 指定病院等とは	1
4. 不在者投票をすることができる者は	2
5. 不在者投票のできる期間は	2
6. 不在者投票を管理するのは誰か	3
7. 不在者投票管理者の主な仕事は	4
8. 投票記載場所の設備は	4
9. 投票用紙等の手続は	5
10. 不在者投票の方法について	6
11. 投票には投票立会人の立会が必要である	8
12. 不在者投票における公正確保(外部立会人の努力義務等)	8
13. 不在者投票の送致	8
14. 記録の作成について	9
15. 所要費用について	9

※この手引きにおいて、法律の名称は次の略称を用いています。

- ・公職選挙法
- ・公職選挙法施行令
- ・公職選挙法施行規則

法

令

則

1 はじめに

この手引きに書かれている不在者投票の事務手続きは、令和7年10月19日執行予定の安来市議会議員一般選挙において、不在者投票を行うことができる病院、老人ホーム等の不在者投票管理者のもとで行う不在者投票の場合についてのみ記載してあります。

2 不在者投票とは

選挙における投票は、原則として選挙人が「選挙の当日、自ら投票所に行き、投票しなければならない。」(法44条第1項)とされており、投票用紙は「選挙当日、投票所で交付される。」(法45条第1項)ことになっています。

しかし、選挙人の中には、病院に入院している等の理由で、投票したいという意思を持ちながらも、選挙当日、その人が登録されている投票所まで行って投票することができないと見込まれる人がいます。

そこで、不在者投票はこのような事情に該当すると見込まれる人のために、投票日の前でも投票ができるように考えられた制度で、具体的には不在者投票のできる人(法48条の2第1項該当者)が一定の手続きによって、投票日の前にあらかじめ投票用紙の交付を受け、投票日の前日までに法律で定められた場所で投票するという例外的なしくみです。

3 指定病院等とは

指定病院等とは、都道府県の選挙管理委員会が不在者投票を行うことができる施設として指定した病院(医療法にいう病院、ただし介護老人保健施設も含む。)、老人ホーム(老人福祉法にいう養護老人ホーム等)、原子爆弾被爆者養護ホーム(原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律にいう被爆者を入所させる施設)、身体障害者支援施設(障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律にいう障害者支援施設等)及び保護施設(生活保護法にいう救護施設等)をいいます(令55条2項)。

4 不在者投票をすることができる者は

指定病院等で不在者投票のできる者は、次のすべての条件を満たしていなければなりません。

(1) 選挙人であること。

○不在者投票をしようとする選挙の選挙権を有していること。

○選挙人名簿に登録されていること。

(2) 指定病院等に入院中又は入所中であること。

(3) 選挙の当日、次のいずれか1つに該当すると見込まれる者であること。

ア、歩行は容易であるが入院又は入所している指定病院等が自分の登録されている選挙人名簿のある投票区の区域外にあること(法48条の2第1項2号)。

イ、疾病・負傷・妊娠・老衰・身体の障がい若しくは産褥にあるため、歩行が困難であること(法48条の2第1項3号)。

(注) A. 指定病院等で不在者投票のできる人は、入院患者及び入所者に限られています。通院患者や入院患者の付添人、当該指定病院等の職員はその病院等で不在者投票をすることはできません。

B. 選挙の当日歩行の容易な入院患者・入所者は、入院(入所)中の指定病院等がその選挙人の登録されている選挙人名簿のある投票区の区域内にあるときは、その病院等で不在者投票をすることはできません。

5 不在者投票のできる期間は

不在者投票のできる期間は、選挙の期日の告示の日の翌日から選挙の期日の前日までです。

なお、時間は午前8時30分から午後5時までです(法270条)。

(注) 本年10月19日執行予定の安来市議会議員一般選挙についての不在者投票のできる期間は、10月13日から10月18日までです。

6 不在者投票を管理するのは誰か

(1) 不在者投票管理者(法49条、令55条)とは、不在者投票事務全般を管理し執行する人のことで、不在者投票が選挙人の自由な意思で公正に行われるように配慮しなければなりません。その役目は不在者投票の場所において、

①不在者投票事務に関する手続のすべてについて最終的な決定を行い、

②不在者投票事務に従事する人を指揮監督することです。

(2) 指定病院等における不在者投票管理者には原則として、その指定病院の院長、指定老人ホームの長、身体障害者支援施設の長若しくは保護施設の長等(以下「指定病院の院長等」という。))がなります(令55条2項、4項2号)。

(注) A. 指定病院の院長等が候補者となった場合又は指定病院の院長等が外国人である場合は、病院の院長・老人ホームの長・身体障害者支援施設の長又は保護施設の長等の職務を代理すべき人が不在者投票管理者となることとなっています(令55条8項、9項)。

B. 指定病院の院長等に事故があったり欠けた場合も同じです(令55条9項)。

C. 不在者投票管理者は、不在者投票に関し、その業務上の地位を利用して選挙運動をすることができません(法135条2項)。

D. 一般の不在者投票制度のほかに、郵便等による不在者投票制度があります。

これは、身体障害者福祉法に規定する身体障害者手帳又は戦傷病者特別援護法に規定する戦傷病者手帳の交付を受けている人もしくは介護保険法に規定する要介護者のうち、あらかじめ市町村選挙管理委員会から郵便等投票証明書の交付を受けた選挙人本人が、自ら投票用紙及び郵便等による不在者投票用の投票用封筒の交付を市町村の選挙管理委員会委員長に請求し、現在する場所で投票を記載した後、市町村の選挙管理委員会の委員長に直接郵便等をもって送付する制度です。

この場合、指定病院等で投票を記載することもあります。指定病院の院長等が不在者投票管理者となっていく不在者投票ではありません。

なお、郵便等による不在者投票をすることができる人が、郵便等による不在者投票の手続をしないで、指定病院等における不在者投票を行う場合は病院長等が当然に不在者投票管理者となります。

7 不在者投票管理者の主な仕事は

指定病院の院長等には不在者投票管理者として次のような事務进行处理していただくこととなります。

- (1) 入院又は入所中の選挙人の依頼（**記載例 1 参照**）によって、その選挙人に代わって投票用紙及び投票用封筒の交付を、その選挙人の名簿のある市町村の選挙管理委員会に請求すること（令50条4項）。
- (2) 上記(1)によって投票用紙などの交付を受け、これを選挙人に渡すこと（令53条4項）。
- (3) 選挙人が不在者投票をする際に投票用紙、投票用封筒及び不在者投票証明書（個人で請求した場合のみ）を点検すること（令58条1項、2項）。
- (4) 選挙人が不在者投票をする際に選挙権を有する者を立会人を選び、立ち会わせること（令58条3項）。
- (5) 不在者投票記載所の設備をすること（令58条4項）。
- (6) 選挙人から代理投票の申請を受けた際にその許可を決定すること（令58条4項）。
- (7) 不在者投票をその選挙人の名簿のある市町村の選挙管理委員会に送致すること（令60条1項1号）。

8 投票記載場所の設備は

- (1) 不在者投票管理者は、投票記載場所について、他人が選挙人の投票の記載を見ることができないように投票の秘密を保持し、また投票用紙の交換その他不正が行われることを防止するために、相当の設備をしなければならない（令58条4項）。
- (2) 投票記載場所には、候補者の氏名等を記載したポスター等の文書図画を掲示することができないので、掲示してあるときは撤去しておくこと（法143条3項、法145条1項、法201条の11第6項、法201条の13第1項）。

なお、投票記載台にも候補者の氏名等を掲示することはできませんが、選挙管理委員会から送付する候補者の氏名等一覧表などによって、候補者の氏名の周知を図ってください。

9 投票用紙等の手続は

(1) 投票用紙等の請求の方法

投票用紙及び投票用封筒を請求する方法は、選挙人が自ら請求する場合と指定病院の院長等又はその代理人が代わって請求する場合の二通りがあります。

請求は直接又は郵便によって選挙期日の前日までに安来市選挙管理委員会委員長に対して行うことになっています。

① 選挙人自らが請求する場合

- ア. 選挙の当日、不在者投票事由に該当する見込みである旨の宣誓書
- イ. 指定病院等で投票する旨の申立書

② 指定病院の院長等又はその代理人が選挙人に代わって請求する場合

- ・ 請求書（p11. 記載例 2 参照）

（指定病院の院長等の押印は必要ありません。）

請求書には、「請求書別紙兼不在者投票実施てん末書（様式1）」の太枠の中を記入した上でコピーしたものを添付してください。

請求は告示日の前でも行うことができますので、早めに請求してください。

(2) 投票用紙等の種類について

選 挙 名	一般投票用紙		点字投票用紙		封 筒
	紙 色	印刷色	紙 色	印刷色	
安来市議会議員一般選挙	白 色	黒 色	白 色	黒 色	茶 色

(3) 点字で投票しようとする場合

視覚障がい者である選挙人が点字によって投票しようとする場合は選挙人自らが請求するときはその旨の申立を、指定病院の院長等又はその代理人が選挙人に代わって請求する時は、請求書別紙兼不在者投票実施てん末書（様式1）の備考欄にその旨を記載することになっています。

(4) 投票用紙の交付を受けたら

投票用紙等の種別・数量を必ず点検するとともに、保管は鍵のかかる金庫などで行い、紛失等のないよう管理に十分注意を払ってください。

10 不在者投票の方法について

(1) 不在者投票をさせる前にしなければならないことは

① 投票用紙等の点検(令58条1項)

不在者投票管理者は、選挙人にその投票用紙等を提示させ、所定のものであるかどうか、選挙人であるかどうかを確認してください。

② 不在者投票証明書の点検(令58条2項)

(安来市選挙管理委員会の委員長に選挙人自らが請求した場合に限る。)

ア. 選挙人が自分で投票用紙等を請求したものであるときは、不在者投票証明書を封筒のまま提出させ、その封筒が開披されていないかどうかを点検してください。

イ. 不在者投票証明書の封筒が開披されているときは、選挙人が誤って開披したかどうかを問わず、投票させることはできません。

ウ. 不在者投票管理者は、不在者投票証明書を開封し、証明書の記載内容により本人確認を行ってください。

なお、不在者投票をする指定病院等と不在者投票証明書に記載されている投票をしようとする指定病院等が一致するかどうか確認し、一致しないときは、選挙人にその理由を聞き、正当な理由があるときには投票させることができます。

エ. 投票後の不在者投票証明書と封筒は、投票と共に安来市選挙管理委員会へ送致してください。

(2) 投票するときの手続(令58条1項)

① 投票の記載場所において投票用紙に候補者の氏名を自書させ、これを投票用内封筒に入れて封をさせ、さらに投票用外封筒に入れて封をさせ、**外封筒表面の「投票者」の氏名欄に署名**をさせて提出させてください。

② 投票用外封筒の署名を忘れたり、指定病院の院長等が選挙人に代わって氏名を記載してはなりません。

③ 投票用外封筒の署名の下に捺印するとか、投票用封筒を印をもって封緘する必要はありません。

④ 点字投票があったときの投票用外封筒の表面の署名は、投票用内封筒を投票用外封筒に入れる前に点字で打たせてください。

⑤ 代理投票を希望する者がいるとき

ア. 選挙人が心身の故障等のため候補者の氏名を自書することができないときは、その申請により代理投票をさせることができます。

イ. 代理投票をさせるときは立会人の意見を聞いて**補助者 2 人**を決め、その 1 人の立会の下に、他の 1 人が投票記載場所で選挙人の指示する候補者の氏名等を記載し、投票用内封筒に入れて封をし、さらに投票用外封筒に入れて封をした上、外封筒の表面に選挙人の氏名を記載し直ちに提出させてください。この場合、外封筒の表面に選挙人に代わって代理で候補者の氏名を記載した者は、代理記載人として名前を書かないでください。(これを書くのは代理投票の仮投票の場合のみ。)

なお、代理投票の補助者は、事務従事者から定めなければなりません。選挙人の家族や前記 7 の(4)の立会人が補助者となることはできないことに注意してください。

ウ. 代理投票の事由がないと不在者投票管理者が認めたときは、立会人の意見を聞いて代理投票を拒否することができます。

エ. 代理投票の仮投票をさせる場合

I 代理投票を拒否された選挙人に不服があるとき

II 代理投票をさせることについて立会人に異議があるとき

代理投票の仮投票の場合は、代理投票の補助者のうち投票用紙に候補者の氏名を記載した者に、投票用外封筒の表面に選挙人の氏名を記載させ、さらにその者(補助者)の氏名を表面左下段に「代理記載人〇〇〇〇」と記載させて提出させてください。

⑥ ベッドの上での投票について

原則としてベッドの上では不在者投票をすることはできませんが、重病人等歩行困難な選挙人の投票については、不在者投票管理者の管理下で立会人の立会がある場合に限り、ベッドの上ですることもできます。この場合においては、投票の秘密保持に十分注意を払い、また投票の取扱いを慎重にしなければなりません。

11 投票には投票立会人の立会が必要である

不在者投票管理者は、不在者投票が行われる場合において選挙権を有する立会人を立会させなければなりません(令58条第3項)。立会人は、不在者投票管理者及びその補助者（事務従事者）、代理投票の補助者とは、兼ねることはできません。

12 不在者投票における公正確保（外部立会人の努力義務等）

- (1) 不在者投票管理者は選挙管理委員会が選定した者を投票に立ち会わせることその他の方法により、不在者投票の公正な実施の確保に努めなければならないこととされています。なお、外部立会人の選定については、依頼文(様式4)などにより、安来市選挙管理委員会へなるべく早くご相談ください。

今回の選挙については、10月3日までの提出にご協力いただきますようお願いいたします。

- (2) 不在者投票管理者、不在者投票の立会人及び代理投票の補助者については、一般の投票における場合と同様に、職権濫用による選挙の自由妨害罪、投票の秘密侵害罪、投票干渉罪、投票偽造罪、立会人の義務懈怠罪の罰則の適用があります(法255条1項)
- (3) 不在者投票管理者は、不在者投票に関し、その者の業務上の地位を利用して選挙運動をすることができない（法135条2項）とされており、選挙人に疑念を抱かれることのないよう適正な管理執行に努めてください。

なお、指定病院等の廊下、エレベーター等の共用部分に候補者の氏名又は氏名が類推されるような事項を表示するポスターを掲示できない期間中（任期満了前6か月から選挙期日まで）ですので、特に留意してください（法143条16項）。

13 不在者投票の送致

- (1) 不在者投票管理者は、選挙人から投票を受け取った場合、投票用外封筒の裏面に投票の年月日及び場所を記載し、これに記名し、かつ、立会人に署名させ、不在者投票証明書がある場合はそれとともに他の適当な封筒に入れて封をし、その表面に投票が在中する旨を明記し、その裏面に記名して印を押し、直ちにこれを安来市

選挙管理委員会へ送致し、又は速達等を用いた郵便等をもって送付しなければなりません(令60条)。この場合、投票の年月日及び場所の記載、不在者投票管理者の記名、立会人の署名を忘れたりすると、その投票は受理されないこととなるので注意してください。(投票用外封筒記載例を参照)

安来市選挙管理委員会の委員長に選挙人自らが請求した場合は、不在者投票証明書と封筒を同封して送致してください。

- (2) 投票用紙等受領後、不在者投票を行うまでの間に退院、退所、死亡した者の投票用紙及び投票用封筒は、速やかに安来市選挙管理委員会へ送致してください。
- (3) 投票後、10月18日までに死亡した者があるときは、直ちに安来市選挙管理委員会へ連絡してください。

14 記録の作成について

不在者投票を管理した場合、その選挙の種類、実施年月日、実施場所、指定病院の院長等又はその代理人の職・氏名、事務補助者の職・氏名、立会人の氏名、投票をした選挙人の氏名、代理投票をさせたときは代理投票をした選挙人の氏名及びその補助者の氏名、その他必要と認める事項等を「請求書別紙兼不在者投票実施てん末書」(様式1)に記録し、保管しておいてください。

なお、投票用紙等の請求、交付、送付及び送致の経過を記録した「不在者投票記録簿」(様式2)を作成し、保管しておいてください。

15 所要費用について

指定病院等で不在者投票を行った場合に要した経費は、指定病院の院長等からの請求によって、選挙人1人について1,236円を安来市において負担します。

不在者投票事務に要した経費は、不在者投票特別経費請求書(様式3)により選挙後速やかに安来市選挙管理委員会に請求してください。なお、不在者投票特別経費請求書には必ず「請求書別紙兼不在者投票実施てん末書」の写しを添付してください。

記載例 1

依 頼 書

私は、令和7年10月19日執行の 安来市議会議員一般選挙 の投票を、当病院(老人ホーム)で行いたいのので投票用紙及び投票用封筒の交付を請求してくださるよう依頼いたします。

令和7年10月〇〇日

〇 〇 病院長

〇 〇 〇 〇 様

選 挙 人

住 所 〇〇市〇〇町〇〇番地

氏 名 〇 〇 〇 〇

生年月日 昭和〇〇年〇〇月〇〇日生 (男・女)

請 求 書

別記の選挙人は、令和 7 年 1 0 月 1 9 日執行の 安来市議会議員一般選挙 の当日、
当病院（老人ホーム）に入院（所）中のため 当病院（老人ホーム）において
投票する見込みであり、公職選挙法施行令第 50 条第 4 項の規定による依頼があったので、
別記選挙人に代わって投票用紙及び投票用封筒の交付を請求します。

令和 7 年 1 0 月〇〇日

（住 所）〇〇市〇〇町〇〇番地

（氏 名）〇〇病院長 〇 〇 〇 〇

安来市選挙管理委員会委員長 殿

(不在者投票用外封筒の記載例)

(表)

令和7年10月19日執行
安来市議会議員一般選挙
不在者投票
(外封筒)

島根県
安来市
選挙管理
委員会印

投票者
○
○
○
○

投票区名
選挙人名簿 登録番号
男女別
男・女

注意
投票者欄の氏名は必ず自分で書いてください。

(裏)

投票年月日
令和7年○月○日
投票場所
○ ○ 病院

不在者投票管理者(職・氏名)
○ ○ 病院院長 ○ ○ ○ ○ ○

立会人
○ ○ ○ ○ ○

※不在者投票管理者(又はその補助者(事務従事者))が記名すること。(ゴム印可)

※不在者投票管理者(又はその補助者(事務従事者))が記名すること。(ゴム印可)

※必ず立会人が自書すること。